

東京医療保健大学における公的研究費の不正防止計画

2014.4.23 策定

2018.4.1 改正

2022.4.1 改正

東京医療保健大学では、公的機関から配分される公的研究費の適正な管理と使用を徹底するため、文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正、令和 3 年 2 月 1 日改正）の内容を踏まえ、「東京医療保健大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、以下のとおり公的研究費の不正防止計画を定める。

項目	不正発生要因	不正防止計画
1. 機関内の責任体系の明確化		
機関内の責任と権限の体制	学内において、機関内の責任体系や責任範囲について、十分に認識されていない。	責任と権限の体系、各責任者の役割を学内で周知するとともに、各責任者に対して役割の認識を求める。 責任体系を明確化し、ホームページにて公表する。 ・最高管理責任者－学長 ・統括管理責任者－副理事長 ・コンプライアンス推進責任者－副学長、研究科長、学部長、学科長、助産学専攻科長
不正防止計画推進部署		研究協力部を不正防止計画推進部署としている。
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備		
ルールの明確化・統一化	文部科学省・日本学術振会のルール変更を研究者が、十分に認識していない。	文部科学省・日本学術振興会のルール変更を踏まえ、学内の規程類・マニュアル等の整理を行うことによりルールの明確化・統一化を図り、学内周知を徹底させる。 ・「科研費マニュアル」を作成し、デスクネットにて公表することにより周知する。 ・事務処理手続きに関する相談窓口は研究協力部としてホームページに公表する。
関係者の意識の向上	コンプライアンスの意識喚起が行われていない。 ・コンプライアンスや不正防止に対する意識が希薄である。	行動規範の周知を行うとともに、全ての関係者に対してコンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的（受講日から 3 年間有効）に実施し、誓約書を徴取する。なお、本学に転入した全ての関係者においては、前任の機関での受講も認めることとする。 ・「東京医療保健大学における競争的資金等の運営管理に関する行動規範」に「法令等の遵守」、「不正使用の防止」を挙げ、ホームページにて公表する。 ・公的研究費に関しては科研費説明会を毎年度開催する。
調査及び懲戒に関する規定の整備及び運用の透明化	告発窓口や告発等の取り扱い、調査及び懲戒等に関して、学内外への周知が十分になされず、運用が曖昧になる。	・懲戒については「懲戒規程」に基づき行うこととしている。 ・調査の手順については「東京医療保健大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」に基づき行うこととしている。 ・告発・相談窓口はホームページで公表する。

3. 不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施		
不正発生要因の把握	不正を発生させる要因の把握が十分ではない。	不正防止計画の実施状況を定期的に検証するとともに、内部監査部門との情報共有のもとで、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、学内全体の状況を体系的に整理し、不正防止計画の改定を随時行い、効率化・適正化を図ることとする。
4. 研究費の適正な運営・管理活動		
適切な予算執行状況の検証	予算執行が年度末に偏る傾向がある。	計画的に予算を執行するよう、研究者に対して周知徹底を行う。正当な理由による執行の遅れについては、繰越制度などの活用を勧める。また、コンプライアンス推進責任者（四半期毎に当該部局の研究者の収支簿を確認。）と当該部局の研究者は、常に予算執行状況を共有し、予算執行が適正に行われているか、特定の時期への偏りがないか等確認し必要に応じ指導する。
取引先との癒着・不正発生防止	特定の相手先に対して取引が集中する傾向がある。	一定の基準を満たす取引先から誓約書の提出を徹底する。
研究支援を行う臨時職員の勤務状況把握	臨時職員の勤務状況が把握されていない。	事務部門が臨時職員の勤務状況を把握できるよう、出勤簿を事務室に設置、また雇用契約書等を交付する際に、不正防止について注意喚起を促す文書等一緒に配付し、認識を高めさせるなどの対応を行う。
5. 情報発信・共有化の推進		
相談・通報・告発窓口の設置	相談・通報・告発窓口の存在が十分に認識されていない。	学内・学外に対してホームページにて公表する。
不正防止に向けた取り組み内容の外部公表	不正防止に向けた取り組み内容が外部に公表されていない。	
6. モニタリングの在り方		
内部監査部門を中心としたモニタリングの実施	定期的な内部監査以外の、日常的なモニタリングやリスクアプローチ監査が実施されていない。	内部監査部門によるモニタリング、リスクアプローチ監査を内部監査室及び総務人事部との協力のもとで実施する。 ・内部監査部門は、機関全体のモニタリングが有効に機能しているか確認・検証し、監査の実効性の向上を図る。 ・内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。 ・監事及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、内部監査の質の向上を図る。